

秋田おばこ農業協同組合  
高齢者生活支援事業運営規程  
(JAハートヘルプ活動)

(事業の目的)

**第1条** この事業は、地域住民が住みなれた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、生活支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

**第2条** この事業は、日常生活を営むうえで支障のある方に対して、安心して生活を営むことができるよう、支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、JA助け合い組織や関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業所と連携を図る。

(事業担当部署)

**第3条** 事業を行う担当部署は介護福祉課とする。

(従業者の職種及び職務内容)

**第4条** 担当部署に配置する職種及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理責任者

管理責任者は、事業を統括管理する業務を行い、この規程の目的及び運営方針を達成するため、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行う。

(2) サービス調整担当者

サービスの提供に当たり、利用者とサービス登録者の間の調整を担当するサービス調整担当者を配置する。

(3) サービス登録者

サービス登録者は、サービス調整担当者の指示にしたがい、利用者に対し高齢者生活支援サービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。ただし、利用者からの要望があった場合や緊急の場合であって当組合が認めたときはこの限りでない。

(1) 営業日

月曜日から日曜日

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時

(提供サービスの内容)

**第6条** 提供するサービスの内容は、別表に掲げるものとする。

(利用料等その他の費用の額)

**第7条** サービスを提供した場合の利用料の額は、別表に掲げるものとする。

(事業の実施地域)

**第8条** 当事業の実施地域は、大仙市、仙北市及び仙北郡美郷町とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

**第9条** サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、当事業所の概要及びサービス提供の体制等の説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの提供の記録)

**第10条** サービスを提供した際には、JAはそのサービスの提供日、時間及び内容を書面に掲載し、保存するものとする。

2 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(衛生管理等)

**第11条** サービスを提供する者の清潔の保持や健康状態の管理のために、労働安全衛生法、その他の法律に則し、採用時及び採用後毎年1回は定期健康診断を受けさせるものとする。

2 当事業所は、感染予防のための設備及び備品等について、衛生的な管理を行うものとする。

3 サービス登録者は、感染予防に努め、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

4 サービス登録者は、サービス実施前に健康状態等を管理責任者等に連絡し、サービスに従事することの可否について判断を仰ぐものとする。

(秘密保持等)

**第12条** サービス登録者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当事業所のサービス登録者であったものが、当事業のサービス登録者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

3 担当部署内の会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情処理)

**第13条** 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受けた場合には所定の用紙に内容を記録するとともに、検証・分析を行い、サービスの向上に資するものとする。

(事故発生時の対応)

**第14条** 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族等に

連絡を行うなどの措置を講じるとともに、管理責任者に報告する。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録するものとする。

- 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事案が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他)

**第15条** この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、組合長が定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、平成 24 年 7 月 31 日から施行する。

この規程の改正は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、令和 4 年 7 月 26 日から施行する。ただし、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この規程の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

サービス内容	<p>◎身体介護 衣服の着脱介助、排泄介助、整容介助、身体の清拭・洗髪 入浴介助、食事介助、体位交換、外出介助等</p> <p>◎生活援助 調理、洗濯、住居の掃除、整理整頓、買い物、薬の受け取り 衣服の入れ替え等</p>
利用料金	<p>◎ 身体介護 1時間 2,000円</p> <p>◎ 生活援助 1時間 1,500円</p> <p>◎ 交通費 1km 35円</p> <p>※時間外の活動については25%増し</p>